「各種事務事業の取扱い」

13 住民・国保・年金分科会(市民サービス、国民健康保険)

長岡市·栃尾市合併協議会

| 項番 | 事務事業 コード | 各種事務事業 | 変更 | 分類 | 調整方針案 |
|-----|----------|--------------|----|--------|---|
| 186 | 010206-1 | 消費生活の相談・情報提供 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度に統一する。 |
| 190 | 020101 | 国民健康保険料(税) | | 合併後に統一 | 賦課方式は長岡市の制度に統一し、平成19年度からほぼ平均的(加重平均)保険料額の水準に統一する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。平成18年度は、長岡地域合併協議会を構成する6市町村と栃尾市との保険料格差が大きいことから、不均一賦課の実施を検討する。 |
| 191 | 020104 | 国民健康保険料の納期 | 経過 | 合併後に統一 | 新基準を創設し統一する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。 |
| 193 | 020302 | 国民健康保険の給付 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度に統一する。 |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案(長岡市·栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

186

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 186 | | <u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u> | | |
|---|--|--|--|--------------|
| 大 項 目 (分科会) | 中項目 | 小 項 目 | 各種事務事業 | |
| 13 住民・国保・年金 | 0 1 市民サービス | 0 2 相談業務 | 06-1 消費生活の相談・情報提供 | |
| 長岡市 | 中之島町 | 越路町 | 栃 尾 市 | |
| 長岡市立消費生活センター (1)消費者支援推進事業 消費者がトラブルにあわないようにし、 もし、トラブルにあった際には自らの力で解決できるようにする。 また、消費者は設や消費者の意見を行政に反映させ、快適で充実した消費者生活を送ることができるようにする。 消費生活相談事業 消費者啓発事業 (2)平成15年度相談件数 6,401件 | (1)消費者相談関係業務 消費者を悪質商法の被害から保護する。 消費者からの苦情相談の受付 さまざまな悪質商法による契約などに ついてのアドバイス 消費者への情報提供 県消費者センターへの連絡調整 | (1)消費者生活情報の収集・提供事業 消費者の被害防止・意識啓発のためのリ ーフレットの配布 (2)平成15年度相談件数 4 件 | (1)消費者相談関係業務 消費者を悪質商法の被害から保護する。 消費者からの苦情相談の受付 さまざまな悪質商法による契約などに ついてのアドパイス 消費者への情報提供 県消費者センターへの連絡調整 (2)平成15年度相談件数 30 件 | |
| 三島町 | 山古志村 | 小国町 | 課題 | 調 整 方 針 案 |
| (1)消費者相談関係業務 消費者を悪質商法の被害から保護する。 消費者からの苦情相談の受付 さまざまな悪質商法による契約などに ついてのアドバイス 消費者への情報提供 県消費者センターへの連絡調整 | (1)消費者生活情報の収集・提供 消費者保護のための情報提供及びアド パイス等 | (1)消費者相談関係業務 消費者を悪質商法の被害から保護する。 消費者からの苦情相談の受付 さまざまな悪質商法による契約などに ついてのアドバイス 消費者への情報提供 県消費者センターへの連絡調整 | | 長岡市の制度に統一する。 |
| (2)平成15年度相談件数 5件 | (2)平成15年度相談件数 0 件 | (2)平成15年度相談件数 18 件 | | |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案(長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

| 190 | | | | <u>データ基準日 平成16年10月 1日</u> |
|--|---------------------------------------|---|---|--|
| 大 項 目 (分科会) | 中項目 | 小 項 目 | 各種事務事業 | |
| 13 住民・国保・年金分科会 | 02 国民健康保険 | 0 1 国民健康保険料 | 0 1 国民健康保険料(税) | |
| 長岡市 | 中之島町 | 越路町 | 栃尾市 | |
| 保険料率(平成16年度本算定時) | 保険税率(平成16年度本算定時) | 保険料率(平成16年度本算定時) | 保険税率(平成16年度本算定時) | |
| 版課割合 H16料率 医 所得割 55% 7.66% 療 資産割 分 均等割 27% 19,970円 平等割 18% 24,435円 | 版課割合 H16料率 F | 賦課割合 H16料率 | 版課割合 H16料率 F16料率 F16料率 F16料率 F16料率 F170 F | |
| 版課割合 H16料率 介 所得割 55% 1.13% 資産割 均等割 45% 7,253円 平等割 45% 7,253円 | | 所得割 50% 1.45% 資産割 50% 11,300円 平等割 50% 11,300円 | 所得割 40.73% 0.72% 護 資産割 分 均等割 59.27% 7,000円 平等割 | |
| ・条例明示・告示方式の別 告示方式 | ・条例明示・告示方式の別 条例明示 | ・条例明示・告示方式の別 告示方式 | ・条例明示・告示方式の別 条例明示 | |
| ・保険料軽減対策制度外繰入金等の額 (H16年度) 110,001千円 | ・保険税軽減対策制度外繰入金等の額 (H16年度) 92,377千円 | ・保険料軽減対策制度外繰入金等の額 (H16年度) 72,000千円 | ・保険税軽減対策制度外繰入金等の額 (H16年度) 363,865千円 | |
| ·財政調整基金保有額(平成16年度見込) 469,688千円 | ・財政調整基金保有額(平成16年度見込) 24,191千円 | ·財政調整基金保有額(平成16年度見込) 98,719千円 | ·財政調整基金保有額(平成16年度見込) 80,137千円 | |
| 三島町 | 山 古 志 村 | 小 国 町 | 課題 | 調整方針案 |
| 保険税率(平成16年度本算定時) | 保険料率(平成16年度本算定時) | 保険税率(平成16年度本算定時) 図 | | 臓課方式は長岡市の制度に統一し、平成19年度からほぼ平均的(加重平均)保険料額の水準に統一する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。平6市町村と析賦課の保険料格差が大きいことから、不均一賦課の実施を検討する。 (長岡地域合併協議会:賦課方式は長岡市の制度に統一し、2年間不均一賦課を行った後、平成19年度がらほぼ。)料と税の相違は、社会保険料としての意味がら、「料」に統一する。保険料賦課割合及び料(税)率は、一律に調整すべきものであるが、格差が大きいたとから、段階的に格差を是正するため、2年間不均の、12年間であるが、4年に続います。2年に表示する。保険料賦課割合及び料(税)率は、一律に調整すべきものであるが、4年にも急激な保険料額の変更を避けるら、段階的に格差を是正するため、一する。財政調整基金保有額は、新市に継承し、保料額の平準化資金とする。 |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案(長岡市·栃尾市合併協議会)

<u>作成日 平成17年 1月21日</u>

191

| 191 | <u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u> | | | | |
|---|---------------------------------------|---|---|---|--|
| 大 項 目 (分科会) | 中項目 | 小 項 目 | 各種事 | 事務事業 | |
| 1 3 住民・国保・年金 | 0 2 国民健康保険 | 0 1 国民健康保険料 | 0 4 国民健康保険料の納期 | | |
| 長岡市 | 中之島町 | 越路町 | 栃尾市 | | |
| 1 賦課期日・納期 <u>賦課期日 4月1日</u> 納 期 12期 | 1 賦課期日·納期 賦課期日 4月1日 納 期 10期 | 1 賦課期日・納期 賦課期日 4月1日 納 期 12期 | 1 賦課期日·納期 賦課期日 4月1日 納 期 1 0 期 | | |
| 2 賦課限度額 医療分 53万円 介護分 8万円 | 2 賦課限度額 医療分 53万円 介護分 8万円 | 2 賦課限度額 <u>医療分 53万円</u> 介護分 8万円 | 2 賦課限度額 医療分 53万円 介護分 8万円 | | |
| 三島町 | 山古志村 | 小国町 | 課題 | 調整方針案 | |
| 1 賦課期日·納期 賦課期日 · 4月1日 4月 | 1 賦課期日・納期 賦課期日 4月1日 | 1 賦課期日・納期 賦課期日 4月1日 納 期 12期 2 賦課限度額 医療分 53万円 介護分 8万円 | | 新基準を創設し統一する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。 (長岡地域合併協議会:新基準を創設し統一する。) 納期は7月から翌年3月までの9期に統一する。 | |
| /10天// 0//// | /16版/J 0/JIJ | 716 <u>8</u> /J 0/JIJ | | | |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案(長岡市・栃尾市合併協議会)

<u>作成日 平成17年 1月21日</u>

193

| 193 | | | | <u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u> |
|--|--|--|--|---------------------------|
| 大項目(分科会) | 中項目 | 小 項 目 | 各種事 | 務事業 |
| 13 住民・国保・年金 | 02 国民健康保険 | 03 国民健康保険の給付関係等 | 02 国民健康保険の給付 | |
| 長岡市 | 中之島町 | 越路町 | 栃尾市 | |
| 1 給付の内容 出産育児一時金の額 30万円 葬祭費の額 5万円 | 1 給付の内容 出産育児一時金の額 30万円 葬祭費の額 7万円 | 1 給付の内容 出産育児一時金の額 30万円 葬祭費の額 7万円 | 1 給付の内容 出産育児一時金の額 30万円 葬祭費の額 5万円 | |
| 2 出産育児一時金の支払い 貸付制度の実施 なし 受領委任払制度の実施 有り | 2 出産育児―時金の支払い 貸付制度の実施 なし 受領委任払制度の実施 なし | 2 出産育児一時金の支払い 貸付制度の実施 なし 受領委任払制度の実施 なし | 2 出産育児一時金の支払い 貸付制度の実施 なし 受領委任払制度の実施 なし | |
| 3 高額療養費受領委任払 「県外の医療機関との協定」 有り | 3 高額療養費受領委任払 [県外の医療機関との協定 なし なし | 3 高額療養費受領委任払 「県外の医療機関との協定」 なし | 3 高額療養費受領委任払 「県外の医療機関との協定」 なし | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 三島町 | 山古志村 | 小 国 町 | 課題 | 調整方針案 |
| 1 給付の内容 出産育児一時金の額 30万円 葬祭費の額 8万円 | 1 給付の内容 出産育児一時金の額 30万円 葬祭費の額 10万円 | 1 給付の内容 出産育児一時金の額 30万円 葬祭費の額 9万円 | | 長岡市の制度に統一する。 |
| 2 出産育児一時金の支払い 貸付制度の実施 なし 受領委任払制度の実施 なし | 2 出産育児―時金の支払い 貸付制度の実施 なし 受領委任払制度の実施 なし | 2 出産育児一時金の支払い 貸付制度の実施 なし 受領委任払制度の実施 有り | | |
| 3 高額療養費受領委任払 県外の医療機関との協定 なし | 3 高額療養費受領委任払 [県外の医療機関との協定 なし | 3 高額療養費受領委任払 [県外の医療機関との協定 なし | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |